

江戸時代における女性の犯罪

菅野 則子

はじめに

犯罪とは、いうまでもなく「法的」規制を逸脱した行為であり、それに対して一定の制裁が加えられる。時代を超越して許されない規範である殺人・傷害・盗み・放火・偽り・贋などが考えられるが、これらを含め時代によって、権力のあり方によって「法的」規制のあり方には少なくない違いがあった。

そして、その「法的」規制は、それぞれの時代の権力の性格を反映させているとともに、その規制下におかれた人びとのあり方に多様な影響を与えるものでもあった。人びとの行動はその法的規制如何によってさまざまに制約が加えられたし、またその制裁のあり方にも違いがみられた。人びとは、その規制に外れないように、自らの日々の営為をその枠内に閉じこめること、各自の行動を常に自主規制することを強いられもした。

本稿では、その規制を外れた行為、いわゆる犯罪の事例を通して当時の社会の仕組や権力のあり方、それが、

如何に人々の意識を縛っていたのか、また、その規制と人びとの営為とがどのようにぶつかり合うのか、また、どのようにしてその制約を払いのけていこうとしたのか、そのような中から、人びとのたゆまざる営為の一端をも見いだすことができるのではないかといったようなことを念頭におきながら些かの検討をしてみたい。

特に江戸時代についていうと、女性の犯罪は、姦通・密通などに関わるものが多かったといわれ、そこに女性のおかれていた社会的特徴があるといわれてきた。本稿ではその指摘を含め、具体的な女性の犯罪事例の検討を通して権力と女性との関わりについての一端を探ってみたい。

(一) 江戸時代の犯罪の概要

裁判事例の検討から始めよう。主として用いる史料は、『徳川時代裁判事例 刑事ノ部』(司法省調査課「司法資料」二二二号 一九三六年十二月)および『徳川時代裁判事例 続刑事ノ部』(同二七三号 一九四二年一月)である。^(注1)前者は、事例を十種^(注2)の罪状に分類した上で、それぞれに該当する事例を時代順に列挙したものであり、後者は、前者の事例を身分別に整理しようとしたものである。しかし、後者は、それらを十分に整理し得ず未完のまま中断しているようである。そこで、本稿では、前者に収載されている事例を中心に検討していくことにする。また、ここで扱う事例は、あくまでも「刑事」に関するものに限定され、「民事」を排している。従って、「刑事」の事例だけから時代を概観することには弱点があることを、とりあえずいっておかなくてはならない。^(注3)

本書に収載されている事例九五六件^(注4)を整理した表(1)をみよう。一番古い事例は寛文八年(一六六八)の死罪であり、文久年間の九事例が新しいものである。また、宝暦年間頃から犯罪の事例が急増している。そして、十種の罪状の中で、死罪が最も多く、次いで遠島・獄門・引廻之上獄門・重追放の順になっている。

比較的事例の少ないのは斬罪・火罪・下手人・中追放であり、これらは火罪を除くと一九世紀入るとあまりみられなくなっている。本書に見る限りでは斬罪と中追放の事例は、一九世紀にはない。

また、この表から見ると、犯罪の件数が宝暦期をさかいに、以前と以後とに一線が画される。宝暦期以前は七十事例^(注5)、以後は、八八六事例を数え、全体の九二・七%となる。つまり、十八世紀半ば以降に犯罪件数ないし事例が急増しているのがわかり、本書に収載されている事例の九割以上を占めることとなる。

さて、全九五六件のうち女性の事例は七一を数える。十種の罪状の中で、女性の犯罪事例の科目とその数は、「引廻し之上獄門」が三例、「獄門」が二例、「火罪」が三例、「引廻之上死罪」が一例、「死罪」が三六例、「遠島」が十一例、「重追放」が十例、「中追放」が五例となっている。「斬罪」と「下手人」の科目には女性の事例はない。

また、女性の犯罪は元禄期に一例、寛保延享期に各一例ずつ、それ以外はすべて宝暦年間以降すなわち十八世紀半ば以降のものである。

表 1

	引繼之上戸門		兼門		火罪		射擧		引繼之上戸擧		下戸人		違身		重造狀		中造狀		計 ()内女性	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
電空																			1	
延和																			1	
貞孝			1																4 (1)	
元操	2			1															1	
重正			1																	
李保	2		4		1				3		2								18	
元保	1		1						1		3								16	
實保			2	1							2								9 (1)	
實延	4								2		8								19 (1)	
實延																			2	
生屋	19		11		1			3	5		43		3	6					109 (6)	
明和	10		15		1			3	2		25		2	1					109 (2)	
天明	8		2		1			2			10		2	1					64 (8)	
實明	4		7		1				1		15		2						66 (4)	
實和	15		11		2				3		28		3						111 (6)	
文和	1		6		1				1		13		1	1					26 (4)	
文和	10		14						5		47		4	9					119 (9)	
文和	7		14		1				2		10		7	10					66 (11)	
天和	11		17		2				2		13		4						72 (10)	
弘化	3		3		1				1		8		1						24 (1)	
實和	2		4		2				1		11		6						29 (7)	
安政	1		1		1				1		5		1						16 (2)	
万延			4								4								5	
文久	2		2		2				1		2								9 (1)	
計	96	3	125	2	17	3	8	-	29	1	249	36	25	-	182	11	82	10	50	5

(二) 犯罪科目とその内容

十種の科目について、どのような行為が当該の罪状に査定されたのかを見ようとしたのが表(二)である。表中の罪科の項目は、事例を検討して筆者がまとめたものである。しかし、多くの場合、一人でいくつもの違反とされる行為を兼ね行っており、実際にどの行為が当該の罪状に該当させられたのかを確定することは難しい。とりあえず、判決の文面および全体の状況から適宜判断して振り分け集計した。従って「科」の項は、扱い方によって、かなりのぶれがあることは否めない。そこで、分類の経緯の一、二を例示しておく。

たとえば、第一号の真杉紋太夫の場合、座頭の娘と密通したこと、しかし、その女に密夫があつたことを知り妬み、それを遺恨に思い火を付けるといつて三力所に落とし文をした科によって獄門とされた事例であるが、ここでは、とくに密通の女への妬み・遺恨に伴つ落とし文をしたことへの罪が強調されている。武士であるものが、このような行為に及んだということが、真杉の罪状を重くしているようで、その罪は「引廻之上獄門」であつた。この場合、どの科目に分類するのか、ここでは、とりあえず「巧、かたり・賄賂」^(注6)として扱っている。

第七号の浪人中村左膳は、全国を徘徊し諸所に侵入しては人を脅し、多くの盗みを働いているが、その際に、一時、梶井宮に奉公していたことがあり、その時の紋章を悪用したという。また第三二号の家来用役の山田亘は、料理茶屋へ出向き放埒次第、結局、借金をしなくてはならない羽目になったが、その際、主人名を騙りその名の下に有り合わせの印形を押しして証文を拵えたこと、そのことは全く侍の身分には不似合ひであつたとされている。この中村も山田もともに「引回之上獄門」の処罰を受けている。この場合、前者を「盗み」に後者を「謀書・謀

表 2

	謀害・強姦	持槍・公暴	巧・次り・賭	強姦・強奪	盗・賭博	密通・強姦	奇盗・強姦	持槍・強姦	放火	その他	計 ()内女性
引籠之上刑門	29		8	39(1)	17	7(2)	1			3	98(3)
家門	8	18	7	28	48	11(1)	1	4	1	7(1)	127(2)
火罪					8	4	1			7(3)	20(3)
新罪				7						1	8
引籠之上刑罪		3	3	1	19(1)	1			2	1	30(1)
死罪	12	41(2)	37(4)	19(2)	102(8)	52(20)	2		4	16	285(36)
下手人				15	6	7					28
達鳥	7	35(2)	28(1)	42(3)	28(9)	10(1)	7	7	8(1)	28	198(11)
重達放	7(1)	23(1)	21(2)	8	19(1)	9(4)	3	1	1	10(1)	102(10)
中達放	7	17	9	10	4	4	1	1		18(5)	85(5)
計	70(1)	135(5)	104(7)	181(5)	249(13)	100(28)	16	19	16(1)	96(10)	656(71)

判」に分類した。(注7)

さて、表にもどろう。もっとも重い制裁である「引廻之上獄門」に処せられた犯罪の内容は、「謀書・謀判」によるものが多い。これは、幕藩をはじめとする権力を傘に著た行為であり、支配的立場の者が、その支配の仕組みや枠組みを破ったり、悪用することである。そうした支配の足許を揺るがすことに直結する行為にはきわめて厳しい制裁が加えられているのを見ることが出来る。

また、「詐称・公儀掠」および「巧・かたり」などもこの「謀書・謀判」に通ずるものであり、これらを合わせる収載事例のうち、三一〇件、全体の三分の一を占める。改めてこのような行為に対する制裁の厳しさが指摘されるのである。このことは、権力の絶対性を維持するために不可欠なことであった。また、昨今の政治情勢を見てもわかるように、このような詐欺まがいの事柄が、如何に社会・政治を汚染するかという支配者の認識および武士は潔癖であるべきであるという観念が強くあったことをも語っている。

罪科「殺傷・狼藉」に対しての処罰については、「獄門」と「遠島」・「重追放」などに分かれる。その違いは、前者の制裁は、いわゆる意図的な殺人・殺害に対するものであるが、後者の事例は過失を伴っている場合、即ち過つて発砲したり子供の存在を知らずに車をぶついたり、喧嘩口論が高じて殴り合いになり、負傷させ、それがやがて命取りになるといった躰のものが多い。

「盗み・賭博」の「科目」の振り分けにも難航した。これらの事例は、殺傷や盗みを伴うことが多く、単独で賭博だけというケースは少ない。「殺傷」「盗み」「巧・かたり」などの科目に振り分けたものも少なくないので、実際に賭博に関わっている事例はかなりを数える。言い換えれば、殺傷・盗み・かたりなどの「悪事」は、賭博

行為と密接不可分に結びついていたということである。

「奇怪・宗教」の科目の事例はあまり多くはないが、江戸時代の支配のあり方の一つの特質を示している。ここには、山県大弐一件や馬場文耕などの事例が含まれる。また、禁制の宗派の教えを勧誘する事件も起こされている。

「放火」について。火罪に処せられたような事例の場合は、文字通りの放火であるが、そのほかに遺恨や妬みから発する嫌がらせの小さな附火も多く、他の罪状に振り分けたものもかなりあるので、小さな附火を含めるとこれに関わる犯罪の実質件数はもっと多くなる。

「徒党・強訴」で処罰を受けている者については、名主的存在のものが多くみられる。

「その他」には、多様なものが入る。たとえば、火事の際、祖母や母の救出が遅れ、かれらを死にいたらしめた不孝者（逆罪）、縁者が追放刑を受けたものの、行き場がなくなり立ち戻ってきたのを匿ったり、人の悪事を知りつつも知らぬ振りをしてかばい立てをするものなどの事例（悪の包蔵）、さらには、遺恨による嫌がらせなども目に付いたことである。そうした遺恨・妬みから殺傷事件に至る場合も少なくないが、付け火をするぞといった内容を記して張り出すことで周囲を騒がせたり、人の秘密を公表するといった嫌がらせ行為、これらもいくつかの行為と重なり合って予想外の重罪に査定されることもあった。同様に、一つ一つは大した犯行とは思われないのかなり重罪と査定されている場合も少なくない。それは、再犯三犯といった類のものであり、所定の刑の後、なお「悪心」が止まないものに対しての処罰は当然のことながら重く査定されている。

では、女性についてはどうだろうか。「徒党・強訴」「奇怪・宗教」などに属する事例は見られないが、他の科

表 3

	武 士	百姓・町人	寺	その他	計 ()内女性
引違之上獄門	28	57(2)	10	3(1)	98(3)
獄 門	32	98(2)	5	2	127(2)
火 罪		19(3)	1		20(3)
斬 罪	7		1		8
引違之上死罪	7	19(1)	1	3	30(1)
死 罪	87(1)	178(33)	15(1)	5(1)	285(36)
下 手 人	6	21	1		28
遣 島	83(2)	96(7)	6(1)	8(1)	193(11)
重 追 放	53(1)	43(9)	3	3	102(10)
中 追 放	56(3)	28(2)	1	1	65(5)
	338(7)	549(59)	44(2)	25(3)	956(71)

目については多少なりとも関わりを持つ。とくに多いのが密通や遊女などの犯姦がらみのもの、および「盗み・賭博」などに関わる事例が目立ったところに時代的特徴を見ることが出来る。

(三) 身分と犯罪

表(3)をみよう。全事例九五六件のうち、武士(浪人・家来・その他の武士・中間などの下級武士をも含む)に関わるものが三割以上を占める。それぞれの科目の身分構成は表に見るとおりであるが、特記すべきは、「火罪」は寺の一件以外はすべて庶民によるもの、逆に、当然のことながら、武士のための処罰とされているように「斬罪」は寺一件を除きすべて武士であること、三割を占める武士について、その処罰は、獄門や死罪などは全体の二割前後を占めるが、追放刑に占める割合が突出して多いことが注目される。中追放・重追放・遠島の順になっているが、いずれも四から五割

を数える。これについては別途検討を予定している。^(注8)

(四) 女性の犯罪の態様

本書に収められている女性の事例について、どのような行為によって当該の罪に処せられたのか、その具体相を見ていこう。

△引廻之上獄門Vの処罰を受けたものが三例(六〇・七二・九六)あるが、二例は密通に端を発し、密夫とともに本夫を殺害したことによるものである。医師退安と懇意になった百姓長兵衛の女房わさは、夫を殺害しようとして硫黄の粉を食物に混ぜて与えた。夫は煩ったけれども死には至らなかった。しかし、わさの罪状は、「密通之上夫に疵付候と同様」であるとして上記の罪科に処せられた。修験常福院女房まつは、密夫道仙の指図もあつたが自らも進んで同意して、夫を殺害した。それをあたかも頓死したかのように見せかけて偽りの葬式を執り行い、その後も道仙と密通を続けていたというものである。

残りの一例の百姓久次女房かねの場合は、日頃から夫が酒好身持不埒であるため、二人の間では口論が絶えなかった。ある日、夫が鉞を手にして妻かねに向かつてきたので、彼女はそれを奪い取るうとして争っているうちに、夫へ傷を負わせてしまい、それがもとで夫は死亡した。夫の死を村役人へ報告しなければならなかったが、その際、事実を押し隠し、他所で傷を受けて帰ってきたと申し立てたというものである。

△獄門Vの二例(一〇〇・一〇七)について。一つは、柳沢出羽守の家来永井茂左衛門の下女ふきが、主人の食

物に鼠の糞を入れて食べさせたというものである。なぜふきがこのようなことをしたのかは定かではないが、主人の下女への扱いに問題があり、それに怒りを覚えたものだったのだろうか。ともかく、詮議に対し自らの行為を白状したことで、ふきは、品川で獄門に処せられた。

二つ目の事例は、次のようである。駿州竹原村の七右衛門妹なつは、伴七方に奉公していたが、その倅の七郎兵衛と密通、懐胎したことで、なかば追い出されるようなかたちで暇を申し渡された。どうしても納得できなかったなつは、死を覚悟して懐胎のことをあらためて七郎兵衛に訴えようと主人伴七方へ出向くと、伴七の甥がいたので彼に心情を話した。彼は、なつ一人を命を絶つのは「犬死」である、七郎兵衛に一太刀して恨みを晴らしてから死んだらどうかとなつに入れ知恵をした。なつは、その甥の言に任せ、七郎兵衛に傷つけた。吟味の結果、ほんらいであるならば、元主人に刃向かったことは「重々不届引廻之上磔」という重罪ではあるが、懐胎しているということで其所で獄門となつたというものである。(注。)

△火罪▽に処せられた女性の事例は三件(二三四・二三五・二三七)ある。新吉原の抱遊女花の井は、遊女奉公を難儀に思い、何とかしてその苦渋から逃れたく、なにか騒ぎでも起きればそのどさくさに紛れて逃れることができるのではないかと考え、傍輩へ附火をするよう誘導するが、断わられた。そこで、彼女自らが屋根や雪隠などへ二度付け火をした。この怪火の詮議に対して傍輩がしたことにしてくるよう画策したりしたが、これらがことが発覚、「重々不届始末」であったとして火罪。

百姓甚右衛門店四郎兵衛の女房ふての場合は、日頃から家主甚右衛門女房のふてへの対応の仕方がひどく、それを不満に思っている処に、子ども同士の間が加わり二人の間の対立はさらに深まった。ふては、嫌がらせの

ため、火種を路地の水板の上に置いたり、居宅続きの雪隠や屋根などに二度にわたって附け火をするなどした。ともに、大事になる前に打ち消され出火には至らなかつたけれども「重々不屈至極」であるとして、引き廻しの上火罪にされた。

「幸次郎店元助方」居候伝蔵女房」たつの場合は、次のようである。たつの姪婿勘次郎は病人を抱え難儀していた。そんなとき、他に空き家があるにもかかわらず、太右衛門が「家主役」になろうとして、難儀している勘次郎に店を明け渡すように督促、それもたびたび強請しているらしかった。そんなことをする太右衛門を心憎く思ったたつは、焼き払う心底はないが、騒ぎを起こせば太右衛門は他へ引越すのではないかと店内へ附け火した。その後も、遺恨により九度までも附け火、七度までは、自分が見つけたようにしてもみ消した。いづれも出火にはならなかつたが、「重々不屈至極」であるとして処罰された。

△引廻之上死罪ⅴ一例（二八三）。「信州無宿入墨」とめは、文久三年二月一日に、諸所で衣類反物櫛金錢などを盗み取つたという罪でこのような罪科に処せられた。一般には、単に盗みだけではこのような重罪にはならないが、とめの場合は、これ以前にも盗みを働いたことがあつた。その時の罪は「入墨之上百日過急牢」であつたこと、出牢後は入墨を消紛し、そのうえでまた盗みを繰り返したのであつた。上記の如き盗みに加えて、それが再犯であるということがよりその罪を重くしたのである。

△死罪ⅴは三六例を数える。犯罪を犯した女の内訳について、個々の女に記されている「肩書」と件数は、妾一、妻・女房十七、後家二、無宿十一、居候一、娘一、遊女二、母一となつている。そのうち不義密通がらみのものが二二例、盗み九、博打一、殺害一、遺恨からの傷害一、遺恨からの附火を人のせいする一、盗品不正品処理の

手引き一である。以上のように、この科目の特徴は密通がらみの事件が六割余を占めていることである。関わり方は多様ではあるが、女性がそれなりの意志を持って関わった場合には、「死罪」に処せられた。男女関係において特に女性が性的立場においてより規制が厳しかったことがわかると同時に、それを破る者もまた跡を絶たなかったことを語ってもいる。ともあれ、ここに登場する罪の実態の多くは抑圧されているために屈折したかたちで起こされるという事例がほとんどである。小普請組堀田主膳支配小野三郎右衛門妾りの(三一七)の密通が死罪に当たるといふ具合に妾に対しても妻と同様の貞操観が強要されているのは、そのよい例であろう。(注¹⁰)

密通の事例の判決事由の末尾には「有夫之身分にて」「夫有之身分にて」「云々と記されている場合が多いのに対し、男については「有妻……」などの記載は皆無であることから、男と女の位置関係は歴然としている。さらに、百姓甚兵衛娘ため(四九二)のように婚姻関係のないものに対しても「内実妻同様の身分を以て」とそのあり方が規制されている。江戸時代、一般には、人の命を奪ったり謀書・謀判など権力を欺くことよって「死罪」などの重科に処せられることが多かったが、女の場合は、密通がらみで「死罪」と査定される場合が少なくなかった。そのことは、それだけ男女関係のあり方が特徴的であったのであり、女性への規制のあり方がそれだけ厳しかったことを示している。その上で、なぜそれだけ厳しくしなければならなかったのか、その仕組を改めて見直す必要があるのではないか。そして、このような規制を設けた権力のあり方について思いをめぐらせる必要があるだろう。この問題については、あらためてこうした貞操観を強いる幕藩権力の仕組みについて言及しなくてはならないが、当面はこれについては触れない。

ともあれ女性への制裁をこうしたてんで厳しくしているということは、その行為に対する自主規制をそれだけ

厳しく女性に迫るものであり、そのことは、女性の意識・行動を一つの価値観の枠組みの中に封じ込めるものでもあった。

密通がらみの事例が多いこの科目の中にあつて、豆州の百姓左兵衛母のような事例が目される。彼女は、船頭をはじめ船員を止宿させたとき、難船に事寄せた「悪事」に倅とともに積極的に関わり、その荷を隠し売りする手引きをしたり不正品を預かり置くなどの行為をしている。挙げ句には、倅に嫌疑が掛からないように事件発覚以前に倅を逃がすなどのいわゆる「巧」を行っている。「悪」と知りつつ、それに主導的に関わっている女性の姿を見る。文政七年のことであつた。

また、「死罪」という重罪に処せられたものの中に、再犯・三犯のものが八例ある（四八九、五〇一、五〇六、五二〇、五三〇、五三三、五四一、五四八）。彼女らの罪の態様のほとんどは「盗取」「衝取」とされているようなものであり、これだけでは「死罪」に該当するようなものではない。しかし、かれらの多くは、これ以前に「入墨之上五〇日から一〇〇日の過急牢」などを課されている者たちであり、再・三犯の者たちである。勿論、盗みは当然処罰されなければならないことではあるが、彼女たちは、先達の罪に服したものの、盗癖が一向に直らない「悪事不相止」という者たちである。女性に限ったことではないが、刑後、戻る先がなく放り出された者たちの多くは、結局「無宿」者とならざるをえず、生業を手に行うことができないうままに、再三盗みに走らざるを得ず、結果として、厳科に処せられざるを得なかつたものであつた。

総体としてこの「死罪」に処せられた者は、（密通がらみを除外したとしても）権力側から見れば風紀を紊し、世情を騒がす女たちであり、世人の道から外れてしまった悔悛の意志がみられない無宿者であり、処罰を決める

べき立場の者からみれば「人間のくず」的存在の者たちであつた。従つて、彼女たちには、もうこれ以上悔悛の機会を与える必要はなかつた。かれらへの措置はきわめて冷酷なものであつた。

△遠島V十一例。身分などの構成は、武士三、坊主道心二、遊女一、妻・女房三、娘一、後家一であり、罪の態様は、博打・附け火・脅し・傷害・相続がらみと多様である。

注目される事例をみておこう。西丸表坊主秀三母よしは（六七四）、家相続のために女子を男子と偽つたり、出生した男子の病死を隠し、町人から貰子をして、それを実子のように見せかけたというものである。当時の人々、とりわけ武士の抱えている家相続の問題は、個々にとつて重大な課題であつたことが痛いほどに読みとることが出来る事例である。跡継ぎを確保するために腐心する有様、それをどのように実現化させていくのか、彼らが考え出した方法の一つがここに示されている。

近藤大三郎父隠居久五郎妾なよ（六八八）の場合は、「妾」という立場が問題とされる。彼女は、子どもの養育をする任務を負っていたが、その子どもの扱い方に問題があると主人から指摘された。罰せられるに至つた理由は、なよが、主人に断りもなく勝手に子どもを使いに出したのは「主従之礼儀」を欠いているというのである。つまり、ここでの子どもは、なよの実子ではあるが、所詮は「主人」の子なのである。なよは、実の親ではあるものの、主人との関係においては「妾」であり、「従」の立場にあるからであつた。^{〔注11〕}

また、この科目をみると、妻・女房と母・後家との間には犯罪の態様に次のような違いがみられるようである。すなわち、妻・女房は密通や盗みなどによって罰せられている事例が多いのに対し、母や後家はある意味では積極的に「悪事」にコミットしている姿を捉えることができる。たとえば、麻布今井寺町半七店三治郎後家

つなは、夫が病氣になり、やがて亡くなるが、暮らし方に行き詰まったとき、人の勧めもあつたが法度に背き隠し売女稼ぎや博打の宿をして宿錢をたびたび受け取つたり、さらには自らも手合いに加わり賭のめぐりなどをして五・六文を手にするなどの行動をとっている。ここにみる「悪事」は、男たちが行うものに比べればささやかなものようではあるが、女性でこのような「悪事」といわれるような行動に出ることができるのは、妻や女房という立場やその年齢の域を脱した母や後家たちによる場合が多いようである。この事を考えると、男女間の違ひに加えて、年齢または女性の一生のなかでの「位置」をも考慮に入れて検討する必要があるようだ。

Λ重追放V十例。身分構成などは、武士一、庶民妻・女房四、遊女二、召仕一、無宿一、嬪一である。また犯罪の態様は偽訴・合力、高利貸、密通がらみのもの、博打などこれまた多様である。従つて本処罰の特徴を一括して指摘するのは困難であるが、その中で、「高井新十郎家来増田金兵衛伯母出奔致候」りん（八四八）および銀蔵の妻るいの二事例に注目したい^{（注12）}。りんは、大家の召使いをしていたものようであるが、職を辞して後、いろいろと「不束」のことを言い募り過分の合力を受けたり、数度にわたつて小笠原家に門訴するなどの非法を働いたという。その「不束」な事が具体的にどのようなものであつたのかは定かではないが、そうした彼女の行為に対する処罰への言渡しは「軽き身分を幸ニ大家之外聞ニ拘り候儀を見込、度々不法候始末ねたり事いたし候同様の致し方、武家へ対し不届之至リニ付重追放」というものであつた。下級の武士に関わる者が、上級の武家の外聞に拘わるような非難をするなどの嫌がらせをしたことが、制裁を決めるときの大きな基準になっている。同じ階層間における上下関係の枠組みの引き締めを見るような事例である。もっとも、りんは、もともとは武家の家来出身ではあつたが、父の跡は断絶、一時増田金兵衛方にいたが、それも出奔していたこともあつてだろうか、

扱いは庶民並であった。従つて追放も「百姓町人之御構場所を以重追放」とされた。

もう一つの事例について。当時、無宿であつた銀蔵の妻のいは、武家方家来の養女になつたものの、家出して銀蔵と一緒になつたが、結局は生活に窮してしまふ。その結果、るいは、武家方屋敷に出向いては、自分は由緒あるものであると騙つて合力を申し立てたという事例である。処罰は「我意申尊武家へ対し不法」とされた。

また、中には無宿吉右衛門事庄蔵とその妻ひやく（八五三）のように、追放刑を受けたものの、どうにも立ちゆかず妻を不義の相手に仕立てて他者を欺くなど、何ともいじましい動きをするものがいるかと思えば、木挽町徳兵衛店兼吉妻たか（八七六）のように、高利貸禁止の触に背き、高利貸を実行し、過分の利息をむさぼり取るような女性もいた。

△中追放▽五例。三例が武士であること、小普請青山組高野市左衛門妻たよ（九二〇）や霊岸島吉太郎店定吉母（九四五）のように、悪事を犯したものの罪をかばつたり包蔵したりするもの、小普請組鳥山伊織妻ゑん（八九八）のように、主人の家を結果として断絶に追いやつてしまつとして罰せられているものがある。以下、これらの事例についても別途検討する予定である。

おわりに

以上、「司法資料」を素材に女性の犯罪を中心に些かの検討を試してみた。一八世紀以降、男女の別なく犯罪が急増すること、それとともに犯罪のあり方も多様化していった。そして、その犯罪に対する制裁のあり方もまた

多様化していった。女性の場合については、本稿では充分には言及しなかったが、追放刑のあり方に特徴的なところがみられるようである。とりあえず本稿ではこのことだけを指摘するにとどめておく。

(注1) 本史料は、一九三六年段階で、江戸時代の裁判事例を整理してまとめられたものである。刊行当時の記録によると、「本省所蔵の徳川裁判事例刑事ノ部第一巻乃至第十一巻は原稿に過ぎないものの如くに思はれる」(司法大臣官房調査課)とされるように、その所在及び経緯については不明確なところもあるが、司法省が、当時の上野帝国図書館に向いて一定の調査をした結果にもとづき、省所蔵の江戸時代の裁判事例を整理刊行したものである。省所蔵の事例の原稿がいつまとめられたのかは定かではないが、江戸時代末期の頃におおよその整理がなされていたようである。本史料を用いるに当たって二つのことを言うておく。

一つは、本史料が、あくまでも「裁判事例」であり、すべての犯罪事例が網羅されているのではないということ、つまりこれを整理する段階で事例として参考になるものを漏れ落ちのないようにできる限り幅広く拾い上げたであろうが、逆に同類の事例については割愛されたと思われること、従って、これを以て江戸時代の犯罪の全体像を捉えることはできないということ、二つには、江戸時代の裁判事例が、昭和になって刊行されたことの意味についてである。司法省が、本書の刊行をこの時期に行っていると言うことは、江戸時代の犯罪事例に字ばなければならぬような状況が、本書刊行時に見られたのであろうか。または、先例をきちんと整理しておこうという考えを持った人が、担当することになったのか、といったことが考えられる。

(注2) 御定書の「御仕置仕形之事」には鋸挽・磔・獄門・火罪・斬罪・死罪・下手人・晒・遠島・重追放・中追放・軽追放・江戸十里四方追放・江戸払・所払の十五種の制裁がある。なお、本書で扱われている罪状科目は、表中に示したように、引廻之上獄門・獄門・火罪・斬罪・引廻之上死罪・死罪・下手人・遠島・重追放・中追放の十種である。

(注3) 評定所をはじめ幕府三奉行所の民事裁判が急増するのは明暦三年(一六五七)一月の明暦大火以降、とくに債権関係をめぐる紛争解決に奉行所の権威を借りる風潮が高まることによる(服藤弘司「近世前期の民事裁判と「公事師」の定着」大竹秀男・服藤弘司編『幕藩国家の法と支配』有斐閣 一九八四年)。

このような動向の中で、本稿では、そうした民事事件を脇におき、当面は刑事事件にのみ焦点を当てる。

(注4) 本書収載の事例の最後の番号は第九四七号となっているが、五〇二号から五一〇号の九事例については、番号がだぶってふられているので、実質は九例増す。なお、本論稿中の番号数字は引用した『徳川時代裁判事例刑事ノ部』所収の事例につけられているものである。

(注5) なお、宝暦以前の犯罪事例七十件の内訳は、武士が十五、それ以外が五五例である。

(注6) これはあまりぴびったりしないけれど、とりあえず、ここに配置した。「密通・犯姦」も考えられるが、妬み・遺恨などは、武士の体面を失したものであり、武士としての徳義にかかわる問題が含まれていると思われるので、ここに分類した。

(注7) このように、「盗み」の科目の中に、「謀書・謀判」「詐称」などと関連するものもあり、科目分類の基準は、曖昧であることをあらためて断っておく。

(注8) とりあえず「追放刑」について一言しておこう。主として武士を対象にしているといわれるこの処罰は、当然のことながら庶民の事例は少ない。しかし皆無ではない。庶民の追放刑は、再犯三犯などの者に対して査定されることが多いが、彼らは、追放刑に処せられても行き先がなく、結局、構い所へ立ち戻っている場合が少なくない。また、追放されたことにより、人々は生業を追われ生計の道をたたれることにより悪事に走る以外に道はなく、さらには、「無宿」をも多く生み出す結果となり、混乱を生じてしまうことになる。おそらくは、このような結果をもたらす「追放刑」は庶民に対して講じるにはあまりふさわしい方途ではないと権力も把握したものであったのだろう。勿論、武士にとっても追放されることは前途を絶たれることに違いはなかったが、「追放」のもつ意味が庶民への行使とは違った意味合いを持つものであった。さらに、武士の場合には、武士が本来もっているであろう意識や名誉などに対する見せしめという意味合いも大きかったのではないかと思われる。

(注9) 本件は寛保二年十二月の事例であるが、このように懐胎している女性の犯罪は少なくなかったようである。これを機に、それまでの懐胎女の死罪仕置きについて調査・検討されたのであろう。本事例には、後日、その判決文の後に、次のように書き加えられた。「ハ三奉行へ懐胎の女死罪仕置申付候儀只今迄の例区々に候死刑に相成候もの之子にても依父母之科に死刑に八不及候懐胎之女を殺候て八胎内之子科なくして命を絶に当り候間以来出産後死罪に可被申付候」と。そして「右之通被仰出々産後死刑に申付候上八磔に当候女も出産後本罪磔たるべき事」と「寛政八辰年四月五日」に確定されたと記している。ここに記された文面は、「棠蔭秘鑑」(貞)六五号(『徳川禁令考』別巻三一五頁、創文社)の寛政二年戊辰四月五日付で

三奉行に申し渡された書付とほぼ同文である。念のため記しておく。その書き付けは「懐胎之女死罪御仕置申付候儀、只今迄之例区々^二候、死刑^二相成候もの之子^二而も、依父母之科死刑^二不及候、懐胎之女を殺し候而は、胎内之子、科なくして命を絶に当り候間、以来出産之後死罪^二可被申付候」。このように、懐胎している女性なつの場合のように、実際の処罰と、本来の制裁との間にはずれがあったが、それはあくまでも「胎内之子」のためであった。それまでは、扱いは区々であったが、これを機に検討が加えられ、懐胎女の場合には、出産後、所定の処罰を課すということが前例となる。

(注 10) 密通の妻妾について「棠蔭秘鑑」(亨)(同九一頁)に「密通御仕置、妻妾都而無差別」とされるように、貞操観を盾にして女性を規制することには婚姻関係を超越するものがあった。

(注 11) 「妾」であるということがこのような措置を正当化させているのである。(事例三一七の)小普請組堀田主膳支配小野三郎右衛門妾りのは、下女奉公から妾になり、二人の子どもを出生したが、石岡源之進と密通し、申し合わせて三郎右衛門方を立ち退いたということで死罪となった。りのは、貞操観において、「妻」並に扱われ、なよの事例では、「身分的」に「従」としての格差が強調されている。このように、「妾」とはまことに性別と身分との双方の枠組みが覆い被せられ、それによって絶えず行動が規制され、自主規制を迫られ、それを脱することが許されないような存在であった。

(注 12) これらの事例とその検討については、別稿で扱う予定である。

(追記)

本稿は、二〇〇二年六月七日に行じた「12th Berkshire Conference on History of Women」の報告「Thoughts on Crime Committed by Women in the Edo Period」の1部である。

時期を逸し、放置されたままになっていたものにとりあえず加筆修正した。論稿中指摘した事柄の考察を今後の課題として攷筆する。

(二〇〇五・八・三十一)